

1. 東京都に申請のできる方

申請区分		東京都に申請できる方
書換え	氏名・本籍・生年月日の書換え	・東京都知事交付の免状をお持ちの方 ・居住地又は勤務地が東京都の方
	写真の書換え	
再交付	亡失・滅失	・東京都知事交付の免状をお持ちの方 ・以前に東京都で免状の書換えをしたことがある方
	汚損・破損	
返納	全部・一部自主返納	・東京都知事交付の免状をお持ちの方 複数の交付知事がある場合は、東京都知事交付が含まれていること。
	免状所持者の死亡・失そう等による返納届	

(注) 再交付の場合で、東京都に申請できない方は、免状の交付を受けた「道府県」の支部に連絡してください。

2. 申請及び免状の受取方法

令和2年4月1日以降の申請及び免状の受取方法は、次のとおりです。

- (1) 中央試験センター窓口での申請

5.の申請に必要な書類等を参照して申請書に必要な事項を記入し、申請に必要な書類、手数料等を中央試験センターの窓口へ提出してください。受付は、平日の午前9時から午後4時30分までです。
免状の受け取りは、後日窓口又は郵送となります。
- (2) 消防署、消防分署、消防出張所（稲城市・島しょ地域を除く。以下、「消防署等」という。）からの申請

申請する内容ごとに、申請に必要な書類の入った専用封筒が消防署等に置かれています。
申請方法は、封筒内に説明書が入っています。
申請の準備が完了した後は、専用封筒を中央試験センターへ郵送又は消防署等へ提出（顔写真入りの身分証明書が必要）してください。
免状の受け取りは、後日、郵送又は専用封筒を提出した消防署等での受け取りになります。
- (3) 任意の封筒による郵送での申請

5.の必要な書類等を参照して、申請書に必要な事項を記入し、申請に必要な書類、指定された納付書による納付済みの領収証書等を封筒に入れて中央試験センターに郵送してください。
なお、免状の受け取りは、後日、中央試験センター窓口又は郵送となります。

3. 手数料の納付方法

- (1) 中央試験センター窓口は現金又は納付済みの領収証書による方法となります。
- (2) 専用封筒又は任意の封筒による場合は、納付済みの領収証書による方法となります。（現金書留での申請はできません。）

4. 納付書の入手方法

手数料を金融機関で事前に納付し、その領収証書を添付して申請をする場合は、東京の納付書を入手する必要があります。

- (1) 消防署等に置かれている専用封筒

消防署等に置かれている専用封筒内に、申請区分に応じた納付書が入っています。
- (2) 郵送による請求

納付書は、任意の用紙に「危険物取扱者」「氏名・フリガナ・生年月日・本籍・電話番号・納付書の送付先の郵便番号及び住所」並びに申請区分の「写真書換え」「再交付」「氏名、本籍、生年月日の変更」を記入のうえ、84円分の切手を同封し、中央試験センターまでご請求ください。

5. 申請に必要な書類等

H.30.5.1～ 料金改定

申請区分	必要な書類等（印のものをご用意ください。）					
	申請書	現在お持ちの免状	証明する書類	写真（1枚）この申請書への貼付用	免状返送用封筒(注1)	納付済の領収証書(手数料)(注2)
氏名・本籍・生年月日の書換え 本籍の書換え（注3）			(注4)	不要		(700円)
一部自主返納（注5）			不要	不要		(700円)
写真の書換え（注6）			不要			(1,600円)
再交付（注7）	亡失・滅失 汚損・破損		(注8)			(1,900円)
返納（一部自主返納を除く）	(注9)					
同時複数申請	②写真書換え + 氏名・本籍・生年月日の書換え申請					(1,600円)
	③再交付 + 氏名・本籍・生年月日の書換え申請					(1,900円)

- 注1 「免状郵送用封筒」とは、新免状を申請者に郵送するための封筒です。定型封筒（長さ 14 cm～23.5 cm、幅 9 cm～12 cm）に申請者（送付先）の郵便番号、住所及び氏名を記載し、簡易書留郵便料 404 円（令和元年 10 月 1 日現在）分の切手を貼ってください。
- 注2 定められた金額の納付書により金融機関で手数料を納付して領収証書を同封してください。
- 注3 現住所の変更及び同一都道府県内の本籍の変更の場合は、書換え申請を行う必要はありません。
- 注4 「証明する書類」とは、戸籍抄本、住民票（マイナンバー記載のないもの） 其他公的機関が発行した文書 であって、書換え事由を確認できるものをいいます。
東京都以外の道府県で氏名又は生年月日 . の書換え事由の証明に住基ネットの利用を希望される場合は、事前に申請する支部へ連絡してください。
- 注5 一部自主返納の場合は、本申請の他に「消防設備士免状自主返納申請書」が必要になります。
- 注6 「写真書換え」とは、交付後 1 0 年以内ごとに免状の写真を新しい写真に取り換えることです。
- 注7 「再交付」の申請は、免状を交付した都道府県及び書換えをした都道府県だけとなります。
- 注8 身分証明書（運転免許証（裏表）パスポート又は住基カード（写真付き）等）のいずれかの写しです。
- 注9 設備士免状自主返納申請書（免状の交付を受けている者が返納する場合）又は設備士免状返納届出書（免状の交付を受けている者が死亡等し、関係者が返納する場合）のいずれかになります。